

みんなで築こう豊かな社会～輝く目黒～よき経営者の団体

公益社団法人
目黒法人会

<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>
E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

広報

椎の木

SHII-NO-KI

1

2016 新年号
No.167

Contents

目黒の歳時記	1
新春対談	2
税務署からのお知らせ	6
納税表彰式	7
都税事務所からのお知らせ	8
区役所だより	9
税制改正提言	10
健康エッセイ	12
支部だより	13
マイナンバーについて	14
イベント情報	16
これからの行事／編集子／編集後記 ...	18

法人会
消費税期限内納付
推進運動

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。
目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

新春対談



諏方署長
竹内会長

司会…あけましておめでとうござい
ます。

新年を迎え、諏方正良目黒税務署
長と竹内靖博目黒法人会長の新春対
談を行います。私は司会の副会長
(広報委員長)の和泉田勲です。

年頭のご挨拶をお願いします。

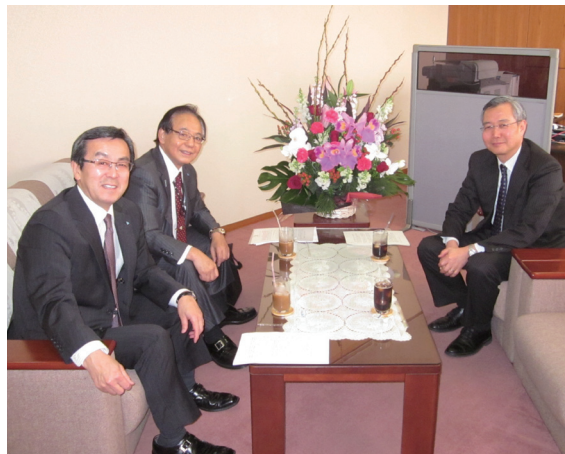
署長…あけましておめでとうござい
ます。公益社団法人目黒法人会の会
員の皆様方には、日頃から税務行政
に對しまして、多大なるご理解とご
協力を賜り、心より御礼申し上げます。
本年もどうぞよろしくお願いいた
します。

会長…あけましておめでとうござい
ます。昨年6月の通常総会で会長に
選任され、あつという間の半年で、
会も事業の方も順調に推移しており
ます。会員の皆様、目黒署、事務方
にも感謝しております。本年もよろ
しくお願いいたします。

司会…諏方署長、新年を迎えての抱
負をお願いします。

署長…昨年、目黒署長就任時に「窓

口業務及び調査・徴収事務を適切に
遂行するため、①長期的な視野で署
内環境整備、②ワークライフ balan
スを重視し明るく魅力ある職場環境
の醸成、③事務系統相互間の風通し
の良い環境づくり」に努めると目標
を立てましたが、半年経ち何れのこ
とも未だ道半ばで、残された半年、
最期まで全力で取り組んでいこうと
決意を新たにしました。



司会…竹内会長、新年の抱負をお願
いします。

会長…今年は「申」年ですが、「申
(サル)」が「去る」という意味を
表し、「悪いことが去る」や「病が
去る」など、いいことや幸せがやつ
てくる年にしたいものです。

公益社団法人として5年目を迎え
継続事業は更に発展進化させ、新規
事業にも果敢に挑戦し目黒法人会と
して税を基本とした活動や会員同士
の交流親睦、社会貢献等本来の目的
に役員はじめ全会員が一致団結して
歩めるように努力したいと思いま
す。

司会…お二人はお正月をどう過ごさ
れましたか。

署長…最近の我が家は、年越し蕎麦
は手打ちで、おせち料理は三日が
かりで黒豆を煮、紅白なます、数の
子、栗金時、田作り等を作り正月を
迎えます。昔は、白と杓があつたの
で、餅つきをして鏡餅を供えていま
したが、いつの間になくなつてしま
いました。続けていきたい行事で
した。

司会…おせち料理も家では作らない
家庭が増えてきていますよね。そ
れなのに手打ちの年越し蕎麦とは、
一年の集大成ということになります
ね。会長はいかがお過ごしになりま
したか。

会長…元日は朝、神棚や仏壇に米、
酒、鏡餅等をお供えし、手作りのお
せち料理や雑煮を食べて、10時頃か
ら年始回りを始めます。近隣から始
めて親戚を数軒、午後3時頃まで掛
ります。それから恵方参りと言いま
して天満宮、西宮神社等で祈願をし

後はゆつくり年賀状や新聞を読んだ
り一杯飲みます。

司会…諏方署長のご出身地や子供の
頃のお話をお聞かせ下さい。

署長…私は、生まれも育ちも東京の
府中になります。

子供の頃は、自宅近くの武蔵国分
寺・尼寺跡や府中競馬場を遊び場に
していました。

府中競馬場の前身が目黒にあつた
ことを知り驚きました。明治40年に
目黒で開設され、昭和8年に府中に
移転したそうです。今は府中本町駅
が最寄りですが、昔は下河原線の東
京競馬場前という駅があり、武蔵野
線が開通するまでありました。重賞
レースの目黒記念がその名残りです
ね。

徳川時代の目黒駒場野は鷹狩り場
であつたそうですが、府中も家康御
殿跡と鷹場が発見されています。目
黒とは、縁がありますね。

今回の異動で「目黒税務署勤務に
なつたよ」と妻に伝えたところ、間
髪入れず「目黒に住みたいね」とい
う始末、恐るべきブランド力です。
司会…竹内会長はいかがだったで
しょうか。

会長…私は群馬県桐生市の生まれ
で、小学校は地元でしたが中学、高
校は前橋に通いました。小学校1年
の時、近くにピアノの先生が居て無

理やり習わされましたが、柔道や少年野球をやり始めたため、ピアノより運動の方に傾いていきました。足は意外と速く中学の時は前橋代表で群馬県陸上競技会に200Mで出場しました。それが今となつては大学時代にジャズバンドをやっていた関係からか、音楽の方が気休めになりますね。

司会…諏方署長、国税局に入られた動機を教えてください。

署長…私は、大学へ入学してから、神宮球場で「カッセルカッセル」と野球三昧でした。そんな中、昭和49年のオイルショック以後先輩方の就職難を目の当たりにして、一念発起で簿記の勉強を始めました。たまたま受験した国税専門官試験に合格したことが、国税の職場に入ることであり、私の人生を方向づけ、また育てて頂くきっかけとなっています。

司会…諏方署長は、相続税や贈与税などのお仕事に従事されていた経験が長いと伺っておりますが、その中でも印象に残っていることがあります。したら教えてくださいませんか。

署長…査察部に昭和59年から在籍しましたが、「そのときでできること（自らの力量や得意分野をわきまえ）を他人任せにせず、自ら進んでやれ」という教訓を学びました。

また、平成元年からの資料調査課

では、忘れられない思い出があります。その中でも、相続税の調査で関西方面のある銀行支店に行った時のこと。相続人の子供さんが通う学校の男性教諭が女装して借りた貸し金庫（当然女性名義です）に金塊が隠されていました。貸し金庫の床一面に敷き詰められた金塊は壮観でした。

通常では考えもつかないことが、世の中では稀に行われ、そのことに対応できる知恵を学びました。実は小説より奇なりです。

司会…すごい体験ですね。次にお二人の座右の銘をお教えてください。

署長…無為自然です。

言葉や思想が恣意的で、暫定的なものであるという認識をなくしている現代社会。さまざまな民族や宗教による考え方は相対的なものであり、「何かが絶対的に正しい」というものではないことを『莊子』は約2300年前の中国戦国時代中期から説いていたそうです。

無為自然、あるがままを受け容れることの難しさを痛感させられる事件が度々発生しています。昨年もマシンの杭打ち問題、ドイツ車の排ガスデータ処理、大手電機会社の決算事件など、荘周先生が生きていればどんな感想を述べられた事でしょうか。



諏方目黒税務署長

莊子から刺激を受けた人は、芭蕉、良寛和尚、鵜外、漱石や日本初のノーベル物理学賞を受賞した湯川博士も愛読者だったそうです。

会長…人間万事塞翁が馬です。人生いろいろな事が起こります。良いと思ったことが悪くなったり、まずい、失敗したと思ったことが結果的には良かったり、ですから何事も油断しない、諦めないで一所懸命やるという事です。

司会…お二人の趣味や休日の過ごし方を教えてください。

署長…私は料理が好きで、蕎麦打ちを行います。休日は家族の健康や気持ちを考えてながら食事を作っています。

料理は、材料の仕入れや下ごしらえ、段取りや後片付け等を考えながらするため、ボケ防止になると言われています。

蕎麦打ちは大阪単身生活で覚えてきましたので、そば粉を福井から仕入れ、同僚や部下を招いて、蕎麦会を催して振る舞っています。機会があればご賞味いただき、評価を聞かせてください。勉強になります。4歳になる孫娘と戯れているのが一番のストレス解消法になっています。

司会…是非一度ご賞味させていただきます。

会長はいかがでしょうか。

会長…趣味は音楽鑑賞、ピアノ演奏を少々、ゴルフ、ドライブ、グルメあたりですかね。実は私も料理は好きなんです。得意は厚焼き卵、カレー、チャーハンで、焼き焼きなんかは鍋奉行になります。子供が小さい時はよく私のジャワカレーが食べたいと言われたものです。インスタントじゃありませんよ、ルーから作るんですから。

司会…最近興味を持った事柄はございますか。

署長…2年前、大阪での単身赴任で人情溢れる人柄や京都・奈良・和歌山の寺社仏閣、御堂筋「ミナミ」での娯楽など素晴らしい経験をさせていただきました。特に朱印帳にはまっています。

今まで全く興味がなかった寺社仏閣巡り、特に弘法大師空海が開創した1200年を迎えた「真言宗の聖



竹内目黒法人会長

地・高野山」に惹きつけられるものがあります。

永い歴史の中で女人禁制を解いたのは明治になってからの100年余り、その間、女人高野として奈良室生寺が女性の参詣が許されていたそうです。巨匠土門拳が40年近く通い詰めた写真集『古寺巡礼』の原点となった寺でもあり、夏の暑い時期に参詣しましたが凜と張りつめた空気に浸ってきました。

高野山は金剛峯寺を中心に幼稚園から大学まであり、電柱が地中化された町並みの素晴らしさ。奥の院は、織田・豊臣・徳川など数10万の供養塔が大樹の杉木立の中に立ち並んでおり荘厳です。春夏秋冬、朝夜、晴雨と行く都度、新たな感動と風景に出合うことができるところです。

昨年はふるさと納税で町の発展に微力ながら協力し、高野町長からご

丁寧な礼状を受けました。
司会…竹内会長はいかがでしょうか。

会長…今年の6月に群馬県出身者で作られている群馬県人会連合会の会長に任命されました。

東京には各都道府県の県人会があります。同郷のよしみとよく言いますよね、でも全国の人気投票では群馬県は下の方なんです。ゆるキャラはトッポクラスなんです、どうしてなんだろうと考えてしまいます。東京から100キロ、山あり、川あり、水は美味しい、空気はきれいで、災害も比較的少ない、山紫水明とは上州の事じゃないかと。

NHKの大河ドラマでも群馬の最初の県令が取り上げられています。総理大臣も4人出ていますし、富岡製糸場も世界遺産になりましたからね。

そんなところですね。これから群馬の時代になると思います。

司会…今後の景気動向などどうお考えでしょうか。

署長…昨年は国産飛行機MRJがYS11以来半世紀ぶりに飛翔したニュースが話題となりました。裾野が広い航空機産業が成功し、世界の空に飛翔することを期待しています。また外国人の「爆買い」が流行語になりました。2年前大阪勤務で

見かけた心齋橋筋商店街が外人観光客で埋め尽くされていた光景がまさか銀座に出現するとは思っていませんでした。2020年東京オリンピックに向けた観光立国での景気浮揚に期待したいですね。

ある新聞のコラムに「高野山ではよく外国人に行き合う。聖と欲が入り交じり、様々な記憶が積み重なって織りなす不思議な趣こそ、最大の魅力だろう」と高野山について描写していました、景気浮揚のヒントになりませんか。

会長…今年の日本経済は前向き志向へ転換すると予想します。それはアベノミクスが正念場を迎えるからです。アベノミクスの登場とともに円安によって輸出企業の収益は改善し、株高は人々のマインドを高揚させ、日本経済は復活するという明るいムードが広がりました。

アベノミクスのおかげで、政府の成長戦略が出てくれば、などという受け身の発想から前向き志向に転換しなければいけません。前向きに転じるということは、自ら変わらなければいけないことです。成長戦略は政府ではなく、個々の会社が考えるものだと思います。ビジネスチャンスを作り出していけば、設備投資も増えていきます。こうした動きが広がってくれば、景気は回復す

るでしょう。規模は小さくても、日本経済の環境変化をよく考えて新たな投資機会を捉えていく動きが生まれているようです。

たとえば、高速道路に延長に合わせて、新しいインターチェンジ周辺には大型の物流施設ができ、全国に展開している大手のコンビニエンスストアでは、自社ブランドの食材を専門に供給する会社と地域ごとに契約して、サプライズチェーンを形成するようになっていきます。こうした動きが広がってくれば、日本経済の先行きは明るくなってくるでしょう。

あと、政府が掲げている地方創成、女性の活躍の場を増やす1億総活躍社会です。少子高齢化がものすごい勢いで進んでおり、バランスのとれた人口構成が必要ですね。

司会…諏方署長 これからの税務行政についてのお考えをお教えてください。

署長…行政の効率化はいつの時代にあっても求められています、昭和24年、国税庁開庁式の中でGHQのハロルド・モス氏から贈られたスローガン「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」を大切にしたいと思っています。

適正申告している納税者からは任務を全うしていると認められるよう

に、反対に悪質な納税者からの確な調査を行う等、恐れられるような組織としての税務署であってほしいと思います。

司会…竹内会長から目黒法人会として税務行政に対する要望をお聞かせください。

会長…法人会では小学生の皆さんの租税教室、税に関する絵はがきコンクール等の活動を更に活発に行っていくますが、将来を担う子供たちに、税務署の仕事や税の仕組みなどを理解していただくために、税務署子供たち解放デーのような、目黒税務署を解放して租税教育を行うことは可能でしょうか？市町村議会も所どころで子ども議会と称して子どもが1日議員となつて首長にいろいろ質問している報道をよく目にします。開かれた税務署として何か考えてもらおうと面白いかも知れませんね。

我が国は近年の少子高齢化に伴う社会保障関係費等の増加により、国及び地方の財政は大変厳しい状況が続く、こうした財政状況の中で、消費税が5%から8%に改正され、今後10%とすることが予定されており、事業者が消費税を期限内に確実に納付することが国及び地方の財政基盤を安定させる上で、極めて重要です。私たちは税務行政協力団体と

して、消費税の期限内完納推進に向けた取り組みを行うために「消費税期限内完納推進宣言」を行いました。

署におかれましても、目黒区内事業者に対して、消費税の期限内納付に向けた意識の醸成を図っていくためのご支援をお願いします。

署長…大賛成です。実は既に毎年、職場体験学習として区内中学校を対象に実施しています。学習内容としては、行政文書の取り扱いもあるため制限はありますが、総務事務の補助や路線価閲覧体験・国税庁ホームページを利用した所得税確定申告書の作成体験などを行っております。

区内の小学校の児童さんには積極的に税務署見学や租税教育を希望していただき、税の役割について理解を深めていただきたいと思います。**司会**…諏方署長、目黒法人会への期待や要望について伺います。



和泉田広報委員長

署長…申告納税制度を支える2つの柱は、①納税環境の整備と②適正公平な税務行政の推進にあります。これらを推進していくためには、関係民間団体の協力が必要不可欠であり、特に貴会との連絡協調体制の維持発展に努めるとともに、貴会がより活性化されますよう、署との協力体制をさらに構築していきたいと考えております。

今年には丙申、秀吉もサルと言われる世に出たように、明るくポジティブ思考で行動力がある性格が成長の原動力でしたので、よい年になりますように祈念しております。

司会…目黒法人会の今後の事業活動についての展望を、竹内会長に伺います。

会長…目黒法人会は昭和26年に創設され64年、昭和50年に社団法人化して40年にわたり、目黒署管内法人企業の健全な発展と納税意識の高揚を目的として、自主申告制度の推進、税務知識の普及を図るため、様々な事業活動を推進してきました。

特に、公益社団法人としての組織・運営体制、事業活動の充実並びに財務体質の改善見直しに注力し、正しい税知識の普及、地域企業の発展に寄与する各種研修会やセミナー、イベント等に取り組んできました。コンプライアンス及びガバ

ナンスの問題に対応し、さらには、次代を担う子どもたちへの租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど、税を中心とした法人会活動に加え、社会情勢の変化にも迅速に対応しながら、会員企業の相互情報交換、地域社会に向けての地球温暖化対策書提出、WE LOVE ME GURU清掃活動、中目黒阿波踊り、めぐろ童謡コンサート等に代表される社会貢献事業も着実にその成果を上げています。

法人会の存在意義といえます税を中心とした公益事業の更なる充実を図るために、多様なニーズに応えられる税法、税務関係研修・セミナーを、税制等の調査研究とそれが反映されるような関係機関に対しての要望活動の建設的提言を展開する等、法人会自身もつと国のために、地域社会のために何ができるかを日々切磋琢磨し、積極的に法人会運営に取り組んでいきたいと考えています。

司会…諏方署長、竹内会長におかれましては、新年の大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

会員の皆様におかれましては今年が最良の年でありませうご祈念申し上げます。新春対談を終わらせていただきます。

税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告作成会場は、
ベルサール渋谷ファースト となります（詳しくは同封チラシをご覧ください。）

**復興特別所得税の
記載漏れにご注意ください！**

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、**「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。**

還付申告の方を含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページ

確定申告

検索

申告書はご自分で作成して提出はお早めに。

平成27年分確定申告と納税の期限（土、日及び祝日除く）

所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	平成28年3月15日(火)まで
贈 与 税	平成28年3月15日(火)まで
個 人 事 業 者 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	平成28年3月31日(火)まで

納税は、振替納税をご利用ください。

平成27年分の確定申告分の振替納付日

所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税	平成28年 4 月 20 日(水) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月15日(火))
個 人 事 業 者 の 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	平成28年 4 月 25 日(月) (振替納税を利用しない場合の納期限：3月31日(木))

* 振替納税をご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。

◎ **国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。**

所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 確 定 申 告 書
 青 色 申 告 決 算 書・ 収 支 内 訳 書
 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 確 定 申 告 書・ 贈 与 税 の 申 告 書

が作成可能！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。



国税庁ホームページで申告書が作成できます。

詳しくは

確定申告

検索

おめでとうございます

平成27年度 納税表彰受彰の方々 (法人会関係)

目黒税務署主催の平成27年度納税表彰式が平成27年11月12日(木)に、目黒区総合庁舎大会議室にて厳粛に執り行なわれました。

目黒都税事務所長をはじめ目黒区長、目黒区内の主要団体の代表者のみなさまの臨席のもと、多年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税知識の啓蒙に尽力され、円滑な税務行政の運営に貢献された功績により左記の方々に、諏方目黒税務署長からそれぞれ署長表彰、署長感謝状が贈呈されました。

目黒税務署長表彰受彰者 (順不同)

副会長・公益事業委員長

磯部 暁 殿

磯部建設(株)代表取締役

第9支部副支部長

三田 春彦 殿

三協(株)代表取締役

以上の方々の他に、めぐろ青色

申告会から女性部会部長 浦山靖子殿、支部長 栗原雅男殿、女性部会副部長 天野恭子殿、目黒酒販協議会から事務局長 竹下千子殿の4名が受彰されました。

目黒税務署長感謝状受彰者 (順不同)

理事・女性部会副部会長

堀井 フミ子 殿

堀井商事(株)専務取締役

第1支部副支部長

太田 美雄 殿

(有)太田屋代表取締役

第7支部副支部長

斉藤 弘之 殿

(有)システムエンジニアリング

代表取締役

第12支部副支部長

加賀見 悌三 殿

(株)好来堂代表取締役

以上の方々の他に、目黒区納税貯蓄組合連合会から副会長 小野瀬康裕殿、めぐろ青色申告会から女性部会副部長 小林咲子殿、副支部長 清水厚殿、支部長 北原繁殿、目黒間税会から副会長 川邊俊太郎殿、目黒酒販協議会から会計 吉村健士殿の6名が受彰されました。

東京都目黒都税事務所長感謝状受彰者



公益社団法人
目黒法人会副会長
神山 昭 殿
神山建物(株)
代表取締役

平成27年11月9日(月)目黒区総合庁舎において平成27年度東京都目黒都税事務所長感謝状贈呈式が執り行われました。

多年にわたる東京都税務行政への功績に対し、目黒法人会から神山 昭殿が感謝状を受彰されました。



目黒都税事務所からのお知らせ

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）



償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成28年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成28年2月1日（月）

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

クリック

申告書のマイナンバー記載にご協力ください

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載欄が新設されました。所定の欄に個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

なお、eTAX（電子申告）による申告や、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

個人の方の本人確認資料については、主税局ホームページをご参照いただくか、各都税事務所までお問い合わせください。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

償却資産の申告には、電子申告（eTAX:エルタックス）もご利用できます



ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック



eTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

ヘルプデスク ハイシンコク ☎ 0570-081459（左記電話番号につながらない場合：☎ 03-5500-7010）
9：00 から 17：00（土・日・祝日、年末年始 12/29 ～ 1/3 を除く）

区役所だより

事業主の皆さま

東京都と都内区市町村からのお知らせです

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けてご準備くださるようお願いいたします。

◆特別徴収とは？

事業主の方（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

◆特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

◆特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索

クリック



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

平成 26 年 4 月の消費税率引き上げに伴う臨時的措置として、給付金を支給します。

◆給付対象者

平成 27 年 1 月 1 日時点で目黒区に住民登録があり、27 年度の住民税（均等割）が非課税のかた。ただし、住民税（均等割）が課税されているかたの扶養親族等や生活保護を受けている場合などは対象外です。

◆給付額

対象者 1 人につき **6,000 円**

◆申請方法

区では対象と思われるかたに 8 月下旬から順次、申請書をお送りしています。申請書と必要書類を専用窓口へお持ちいただくか、ご郵送ください。

※申請書が届いていない場合、紛失した場合等は、目黒区臨時福祉給付金課（03-5722-9043）へお問い合わせください。

【臨時福祉給付金専用窓口】

目黒区総合庁舎本館 1 階（午前 8 時 30 分～午後 5 時 土・日・祝日を除く）

◆申請期限

平成 28 年 2 月 26 日（消印有効）

この期間を過ぎると申請できません。必ず期限までに手続きをしてください。

ご質問・ご相談は、**臨時福祉給付金専用ダイヤル（6667-6560）**にお問い合わせください。



臨時福祉給付金
イメージキャラクター
カクニンジャ

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」まとまる

法人実効税率20%台の早期実現と 中小企業の活性化に資する 税制措置を強く求める！

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」が、9月16日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国82万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○財政健全化は歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

○消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を

和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度を

構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながる客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げ

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

は、2017年4月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

○消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

○軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正

に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、eTaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を

抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制につ

いては、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設が必要である。

III 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指

摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。
○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

IV 震災復興

○今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

健康エッセイ

新しい年に 不老長寿



株式会社 j a s t
会長 安田 祥子

あけましておめでとうございます。今年も皆様が健康で快適な日々を送られることを願っております。さて新しい年を迎えて不老長寿という人類が求めてやまないテーマについてご一緒に考えてみましょう。

不老長寿、不老不死の生命体

私達は多くの生命体と共に地球上で暮らしています。その中でヒトは驚くほどの長寿を実現した種と言えるでしょう。けれど、地球上にはもっと長い命を謳歌している生命体もあります。例えば北極クジラの中には他のクジラに比べて100年ほど長い寿命を持つ、つまり250年ほど生きている個体も存在しています。お寿司屋さんでお目にかかるミル貝は最低250年生きると言われています。他にも深海の熱水噴出口付近に生息するチューブワームは250年、長いものでは400年以上生きていると考えられています。

では、不老不死の生命体はいるのでしょうか？皆様がいつも目にする

「植物の種」は一定の環境（例えば春を迎えるなど）になるまで、酵素阻害物質が発芽を抑えて種の内側で命をじつと育んでいます。春になると酵素阻害物質が失活して種から新しい命が芽吹くのです。また、若返りを何度も行い、永遠の命を持つともいえる生命体があります。

「ベニクラゲ」というクラゲの仲間は老化して死を迎える前にポプリというクラゲの赤ちゃんに戻ります。和歌山県にある京都大学瀬戸臨界実験所にいるベニクラゲは既に9回の若返りを果たしているそうです。

ヒトの不老長寿、不老不死

不老長寿、不老不死を求めた権力者は古来より数多くいましたが、残念ながら実現できたというお話は聞きません。老化は生命プログラムの一環なので、結果不老不死は無理難題の域でしょう。

老化には生理的老化と病的老化があります。病的老化は予防が第一ですが、生理的老化は緩やかにするこ

とが可能なのです。

老化の原因については染色体末端にあるテロメアの関与と言われてきましたが、現在はミトコンドリア老化仮説が優勢です。ミトコンドリアは私達の身体を構成する細胞に存在し、エネルギー工場のような役割を担っていますが、工場で排気ガスが出るように、ミトコンドリアは活性酸素を造り出します。活性酸素は概ね有益な働きをしますが、一部は細胞の酸化に関わります。

特に細胞を構成する細胞膜が酸化被害を受けますので、被害を最小限に留めるために細胞膜にはビタミンEが防火帯のように埋め込まれ、ビタミンCと協同してリサイクルしながら細胞膜を酸化（錆）から守っています。これがビタミンEを抗老化ビタミンと呼ぶ所以です。細胞膜にとつて抗酸化の原料となるビタミンEやリサイクルに必要なビタミンCが枯渇しては困ります。但し両方のビタミンは多くの食材に含まれ、適切な食生活によつて賄われるために通常枯渇する心配は無いと考えられますのでご安心ください。

老化を防ぐには

では積極的に老化を制御するためには抗酸化作用のある食材を摂るとしたら何が良いでしょう。植物は紫外

線によるダメージを抑えるために体内に抗酸化物質を蓄えています。植物によつて抗酸化作用は異なります。結果、一種類のものより多方面からの摂取が様々な酸化に対応できます。そのため野菜や果物を少量、多種類が食卓に載る工夫が必要です。野菜に含まれる栄養素は含有成分量が昔に比べ減少していると言われています。野菜などを購入する際には、丁寧に作られたものを選んで利用することをお勧めします。

忙しくて選べない、食事を自宅で作れない、偏食だ、などの場合には高品質で公的機関の認可などを受けているサプリメントのご利用も老化の制御には重要でしょう。

老化は実は20、30代で始まります。40歳を超えたら積極的にご身体の手入れを始めましょう。今年も1年宜しくお願い申し上げます。



株式会社 j a s t

j a s t 健康相談室

j a s t ロイヤルクラブ

j a s t ファーストクラブ

お問い合わせ

☎ 03-6265-0263

第13支部の地域と活動内容

第13支部
(有)丸貴

堀 切 克 俊



私共の、第13支部は、目黒区の北西部に位置し、北から東にかけてほぼ環七通りに沿った世田谷区との区境で、西側は自由通り付近のとても複雑に入り組んだ区境、また、南側は目黒通りで区切られた三角形に近い地形で、東西に約1.2km、南北に約1.6kmの広がりがあります。

住所としては東が丘、柿の木坂、八雲であり、閑静な住宅街がほとんどで、大きな商業集積地は無く、地

域の商業は歴史ある八雲商店街が地域に密着した商店街として地域の皆さんに愛されており。

八雲商店街の奥にこの地域の鎮守様である八雲氷川神社があり、私共第13支部の地域を守っていただいております。

八雲氷川神社のほど近くに、曹洞宗寺院の東光寺があり、仏教の教えで幼児教育をされ、幼稚園の経営などをされています。

東光寺に隣接して、420年の歴史ある常圓寺があります。常圓寺では「まちのお寺の学校」を開講され、仏教の教え、祈り、学び、更にはヨガ、生け花、朗読会、音楽会など文化活動の場として活動されております。常圓寺から100メートルほど北に、目黒区民キャンパスがあります。

目黒パーシモンホール、八雲中央図書館、心身障がい者センターあいアイ館、目黒区民斎場セレモニー



めぐろパーシモンホール

目黒、目黒区民キャンパス公園などを含む多機能施設です。パーシモンホールは、最新の音響設備のある劇場ホールとして、音楽会、映画上映、コンサート、落語会や講演会といろいろな演目を興業され、区民のみならず多くの皆様に親しまれています。少し北へ行きますと駒沢公園と自由通りを挟んで、国立東京医療センターがあります。東京医療センターは地域の医療施設と結びつき、急性期病院として、救命救急センター、がん診療連携拠点、災害医療拠点、地域医療支援拠点と最先端の医療技術を持って多くの役割を果たされています。



八雲氷川神社

私共、第13支部は、山科前支部長の時から会員同士の交流を大切に、法人会本来の目的である、税の研修、学習をし、健全な企業経営ができるよう公平な立場から望ましい税制、財政の提言を行うと同時に、税知識の普及のための教育を行い、社会に貢献していく活動を目指してまいりました。

本年から、第13支部長を拝命いたしました。前任の皆様様の活動を引き継ぎ、継承してまいる所存です。他の支部の活動方法、研修会やイベントなど、勉強させていただき、支部会員や地域の皆さんと融和を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

シリーズ マイナンバー実務対策 第1回

マイナンバーは利用するために保管する

株式会社エフアンドエム
SRSTATION事業本部

本部長 上 枝 康 弘

2016年1月からマイナンバー制度の運用が始まりました。企業にとってはこれから社会保障と税の行政手続きを行う際に提出書類に記載することになるマイナンバーですが、運用上気をつけるべきポイントについては、広く認知されているとは言えない状況です。

中堅中小企業の管理部門のコンサルティングサービスを全国4,798社(2015年11月30日現在)に提供させていただいている弊社にはマイナンバーについて多くのご相談が寄せられています。特に保管や運用方法についてのご相談は非常に多く、大半の企業は「できるだけ手間とコストをかけずにマイナンバーを保管したい」とお考えのようです。企業の立場で考えるとマイナンバー対策は収益につながるものではなく、管理や各種行政手続きで

必要に迫られて実施することのため、手間やコストをかけたくないという考えは当然のことかと思えます。

求められる安全管理措置

しかし、マイナンバーは特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報」の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)「(以下ガイドライン)で定められた厳格な管理が求められており、情報漏えいなどの問題が起こった場合には厳しい罰則が設けられています。「手間とコストをかけない」ということは必要条件としても、そこに「ガイドラインを遵守したうえで」という十分条件を加えていただくことが重要です。

ガイドラインにはマイナンバー運用において事業者が遵守すべき事項

が記載されています。

そしてその管理にあたっては「安全管理措置」というものが定められており、安全管理措置は「基本方針の策定・取扱規程等の策定」「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」に分かれています。

各安全管理措置の中でも「手間とコストをかけない」ために、運用上注意していただきたい点が3点あります。今回の連載ではその3点についてお伝えしたいと思います。

利用を考えて保管する

まず1点目は、マイナンバーは「保管をするために取得・保管するのではなく、利用するために取得・保管する」ということです。マイナンバーを従業員や個人支払先等からどうやって取得するか、また取得したマイナンバーをどこで保管するかに悩んでいる企業はとて多いのですが、その後の運用についてはあまり意識されていません。しかしマイナンバーは保管した後で行政手続き時に随時利用しないといけないた

め、保管した後の運用期間の方が長くなります。

運用時の要点を押さえずに保管だけを考えて、想定外の手間とコストがかかってしまいますので、利用時にやらなければいけないことを押さえて保管方法を検討していただきたいと思います。

区域の管理はひと苦勞

ひとつめは「物理的安全管理措置」の「特定個人情報等を取り扱う区域の管理」です。マイナンバーを含む特定個人情報等を保管しておく場所を「管理区域」といいます。通知カードや個人番号カードのコピーで取得し、紙のまま管理する場合は保管する倉庫やキャビネットが「管理区域」、取得したマイナンバーをデータ化して管理する場合はデータを保管するパソコンやサーバーが「管理区域」になります。

例えば企業が紙でマイナンバーを保管する場合、管理区域の入退室やキャビネット・書庫等の開け閉めを管理する必要があります。また義務付けられている管理状況を把握するには扉に鍵を付けて権限を持った人

取扱時の記録も必要

次に押さえていたいただきたいのは「組織的安全管理措置」の「取扱状況を確認する手段の整備」です。これはマイナバーを取り扱う都度、

(図 1) 入退室管理の例

日	月	入室時刻	入室者	入室確認担当者	入室理由	持出し物の名称	管理用	日	月	退室時刻	退室者	退室確認担当者	管理区域からの持出し
1	6/2	13:35	○	○	熊倉太郎の個人情報ファイルの所持	熊倉太郎の所持している個人情報ファイル		6/2	13:40	○	○	○	熊倉太郎の所持している個人情報ファイル
2	6/2	16:10	○	○	熊倉太郎の個人情報ファイルの所持	熊倉太郎の所持している個人情報ファイル	1	6/2	16:20	○	○	○	熊倉太郎の所持している個人情報ファイル
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													

【記入例の想定】
 取扱事務実施者である「渡辺さん」が管理区域に入室し、従業員「舞名太郎」さんの特定個人情報ファイルを持出し、その後持出した特定個人情報ファイルを返却する場合

以外は入退室や開け閉めができない
 ようにしなければなりません。そし
 て、不正な入退室や開閉を管理する
 ためには、管理区域への出入りや
 キヤビネット開閉の記録によつて、
 権限を持った人しか関わっていない
 ことを記録する必要があります。

(図2) 取扱記録簿の例

登録 No.	証真氏名	対象者名	取扱い日	取扱い内容	目的	方法	取扱い担当者
1	江坂 太郎	江坂 太郎	1/10	利用	退職	—	京橋 三郎
2	葡萄 和人	葡萄 二子	2/1	利用	辞職通知	—	八重洲 一子
3	大坂 一郎	大坂 一郎	3/15	削除	—	裁断	京橋 次郎
4	江坂 花子	江坂 花子	4/5	利用	育児休業	—	八重洲 一子
5	千葉 和子	千葉 和子	4/25	利用	入社	—	東京 三郎
6	千葉 和子	千葉 和子	4/26	利用	育児休業	—	東京 三郎
7	秋田 今日子	秋田 今日子	4/30	削除	—	裁断	京橋 次郎
8			/				
9							
10							
11							
12							
13							
14			/				

紙で保管する場合の利用記録は、次のような手順になります。

「いつ」「誰の」「何のために」「どの
 ように」「誰が」取り扱いをした
 のかを記録しなければなりません。
 例えば企業が紙でマイナンバーを保
 管する場合、手作業で記録をつけな
 ければなりません。記録用紙の運用
 や保管、適切に記録できているかの
 確認も、管理者の業務として負担に
 なります。

(図3) マイナンバー利用時の記録フロー例



- ①入退室管理表に記載すること
- ②持出入管理表に記載すること
- ③運用記録簿に記載すること

これだけの記録を手作業で行うのは手間がかかりますし、作業にあてた時間は人件費としてコストになります。また、記録をチェックする場合も記録表を管理者が見て確認しないといけないため、管理者の時間も取られることも考えなければなりません。そこまで手間とコストを考えると、作業にかかる時間を減らすために専用システムを使うことも検討の余地があるのではないのでしょうか。

弊社が提供するマイナンバー・ソリューションは中堅中小企業のためのマイナンバー管理システムとして開発し、東京法人会連合会の指定を受

(図4) 東法連HP 経営支援サービスで紹介

[illegible]

けています。ご興味のある方は東京
法人会連合会のホームページの「経
営支援サービス」から「マイナン
バー管理」をご確認ください。

今回はマイナンバー管理における運用上の注意点その2として「**マイナンバーの廃棄**」についてお伝えいたします。

マイナンバー対策は
進んでいますか？

中小企業
担当者の
皆様へ

収集・運用・廃棄まで
システム管理で社内の
マイナンバー対策を
万全に！

マイナンバー管理

システムの決定版！

初期費用0円！
月々3,000円から！

マイナンバーステーション

消費税期限内完納推進宣言

私たち目黒税務連絡協議会は、社会の大事な役割を果たしている消費税について、消費者一人一人が公平に負担しているといった認識の下、消費者に代わって納税する事業者が、法律に定められた期限内に消費税を完納するために、次に掲げた活動を推進します。

- 一 事業者が消費税の仕組みや制度趣旨を十分に理解した上、自ら適正な申告や期限内完納を行う意識を高めるための取組み
- 一 消費税の期限内完納に向けた納税資金の準備への取組み
- 一 振替納税やe-Taxによるダイレクト納付の利用についての、積極的な広報活動への取組み

これまで以上に、目黒税務署、目黒都税事務所及び目黒区と緊密に協調して「消費税期限内完納推進」を、ここに宣言します。

平成 27 年 11 月 17 日

目黒税務連絡協議会

東京税理士会目黒支部

支部長 石橋 一

一般財団法人めぐろ青色申告会

理事長 佐藤 吉隆

目黒間税会

会長 田島 憲二

目黒区納税貯蓄組合連合会

会長 岡田 浩美

公益社団法人目黒法人会

会長 竹内 靖博

目黒酒販協議会

会長 秋元 卓夫



宣言文は収納窓口に掲示

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。 毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL：3712-9588) までお問合せください。
最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等 相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	2月24日(水)13時30分 4月21日(木)13時30分 6月21日(火)13時30分	目黒税務署	新設法人対象 (会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します。(ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	1月20日(水)14時 2月23日(火)14時 3月24日(木)14時 4月18日(月)14時 5月18日(水)14時	目黒税務署 目黒区民センター 目黒税務署	決算期を迎える法人対象 (会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
経理・簿記の マイスター研修 (誰でも参加自由)	第1回 1月27日(水) 14時～17時頃 第2回 2月5日(金) 14時～17時頃 第3回 2月10日(水) 14時～17時頃 第4回 2月18日(木) 14時～17時頃 第5回 2月24日(水) 14時～17時頃 第6回 3月2日(水) 14時～17時頃 第7回 3月9日(水) 14時～17時頃 第8回 3月16日(水) 14時～17時頃	目黒法人会館 2階会議室	・簿記のしくみ (仕訳、転記、試算表) ・法人税 (売上げ、仕入れに関する規程) ・決算整理、勘定の締め切り、財務諸表の作成 ・法人税 (福利厚生費の取り扱い) ・商売売買 (三分法) ・法人税 (交際費等) ・当座預金等 ・法人税 (役員給与と役員・会社間取引) ・手形、その他の期中取引 ・法人税 (減価償却資産) ・試算表の作成 ・消費税 ・決算の手続き ・所得税等 ・決算の手続き ・各種税金
目黒税務連絡 協議会賀詞交歓会	1月21日(木)18時～	目黒雅叙園 2階夢扇	新年を迎えるにあたり、目黒税務連絡協議会主催による「新年賀詞交歓会」
ボウリング大会 (第33回)	2月4日(木)18時	品川ボウリング センター	第33回ボウリング大会 団体及び個人戦 参加者 60名
第1・2・3・4支部 合同講演会 (誰でも参加自由)	2月8日(月) 18時～19時30分頃	大橋会館 205号室	・演題：人を活かす素敵なことば ・講師：金子健太郎氏 (金子ボクシングジム 会長)
上級救命資格者 講習会 (誰でも参加自由)	2月19日(金) 9時～17時	目黒消防署	普通救命講習の内容に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えたコースの上級救命講習で、東京消防庁から技能認定書 (3年間有効) が交付
フットサル大会 青年部会主催	3月19日(土) 12時20分～18時40分	目黒区 中央体育館	・目黒区サッカー協会・少年の部所属の児童を対象に、フットサル競技の大会を開催

※上記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください
※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。 **FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 Eメールアドレス：mg_info@tohoren.or.jp**
(他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書 (コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名： TEL FAX
お申込会社住所： E-mail:

これからの予定

公益社団法人目黒法人会 第33回ボウリング大会のご案内

目黒法人会では2月4日(木)に各支部・青年部会・女性部会対抗ボウリング大会を開催いたします。

日 付：2月4日(木) 午後6時～

場 所：品川プリンスホテルボウリングセンター 電話3440-1116
港区高輪4-10-30 JR線・京浜急行の品川駅前(高輪口)

内 容：各支部・部会(1チーム4名)対抗ボウリング大会
団体戦および個人戦

公益社団法人目黒法人会第1・2・3・4支部 合同講演会のご案内

日 付：2月8日(月) 午後6時～

場 所：大橋会館(予定) 目黒区大橋3-7-11 電話3710-8880

演 題：「人を活かす素敵なことば」(仮題)

講 師：金子健太郎氏(金子ボクシングジム会長・(公社)北沢法人会常任理事)

参加費：無料

※どなたでもご出席いただけます。

お問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ
Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg_info@tohoren.or.jp

今年は申年

編集子

私の亡き父親も次男もこの申年生まれである。十二支の9番目の申年。悪いことが去り、病が去り良い事がやって来ること

だ。そこで、今年の我が家は家族揃って赤い下着でスタートをしてみようかと思つたが、もし、夫がゴルフ場の風呂場でその赤い下着をつけていたら、はたまた毎日の洗濯を干す時、鳥たちの目線を気にしている自分を妄想すると、今年もいつも通りの赤ではない新しい下着で新年を迎えることになった次第である。

に期待したいものである。

年を重ねる事は、変化を恐れるものなのか？

巷では、赤い下着を着けることは縁起がいいとか？赤は厄除けとやらで、年をとつても下の世話をしてもらわなくても自分の出来るとの願ひがあるよう



金子弥生

編集後記

あけましておめでとうございます。新しい年は、消費税、TPP、マイナンバー、等々、超えねばならない山が続いています。力強い誌面で、少しでもお役に立てるよう心がけて参ります。本年も宜しくお願い致します。

田島順一郎

「表紙の説明」

東京消防出初式は毎年1月4日、消火・救助・救急演技・消防機械部隊行列行進、江戸消防記念会による伝統の木遣り行進・はしごのり、東京消防庁音楽隊・カラーガード隊の演奏・演技など防火・防災の恒例行事として多くの人に親しまれています。



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



心を結んで88年

2016年、目黒雅叙園は創業88周年を迎えます

1928年（昭和3年）に、料亭として開業した目黒雅叙園は、挙式から披露宴まで一貫したサービスを提供する日本初の総合結婚式場として数多くの幸せのお手伝いをして参りました。皆様の祝祭のパートナーとして、これからも雅なひと時を提供して参ります。

婚礼

目黒雅叙園のウェディングステージは、おふたりの夢にまで見た1日を華やかに演出します。

宿泊

今と昔が融合する目黒雅叙園の客室は、80㎡以上。限定23部屋だから叶う、ゆったりと癒される至福の時間をどうぞ。

レストラン

美食とくつろぎのひとときをお約束するレストラン&ラウンジ、テイクアウトショップで至福の味わいを。

宴会

天井、床柱など日本の粋が散りばめられた和室宴会場や、豪華なシャンデリアがきらめく洋風バンケットなど多彩な会場をご用意しています。

記念日

専任スタッフ・アニバーサリーコンシェルジュが皆様の思い描く大切な“記念日”にフルプランニングいたします。

web会員になるとお得な情報が盛りだくさん!!

◆目黒雅叙園のイベント情報やお得な情報をメールマガジンでお届けいたします

目黒雅叙園

検索



目黒雅叙園

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1
TEL.03-3491-4111(代表)
<http://www.megurogajoen.co.jp>

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金

退職金



DAIDO 大同生命

渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800



AIU 保険会社

東京第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561